

申込みから購入まで（先着順による市有財産売払い）

福山市が実施した2025年度（令和7年度）第3回市有財産売払い（一般競争入札）において落札されなかった次の物件（以下「不落物件」という。）について、先着順に申込みを受け付け、随意契約により売払いを行います。

1 先着順による売払物件

物件番号	財産の表示		予定価格 (最低売却価格)	入札保証金
1	土地	所在地 福山市田尻町字沖新涯 地番 2333 番 10 地目 宅地 地積 517.93 m ² （公簿・実測）	13,310,000 円	670,000 円
	建物	解体撤去が条件となる建物		
		所在地 福山市田尻町字沖新涯 2333 番地 10 家屋番号 未登記 種類 集会所 構造 木造鉄板瓦棒葺 2 階建 床面積 194.19 m ²		
所在地 福山市田尻町字沖新涯 2333 番地 10 家屋番号 未登記 種類 集会所（増築分） 構造 木造鉄板瓦棒葺 2 階建 床面積 142.01 m ²				
		所在地 福山市田尻町字沖新涯 2333 番地 10 家屋番号 未登記 種類 倉庫 構造 木造鉄板瓦棒葺平家建 床面積 9.97 m ²		

※ 所有権移転登記に伴う「登録免許税」は、全額落札者の負担となります。

※ 売買契約の締結後、原則1年以内に、物件内にある建物及びその附帯設備並びに工作物、構築物、地下埋設物（その他一切の動産を含む。以下「建物等」という。）を、落札者の費用と責任において全て解体及び撤去（以下、「解体撤去」という。）しなければなりません（「物件説明書」参照。）。

なお、上記の条件を履行するまでの間は、物件（建物等含む。）について第三者への所有権移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定をしてはなりません。

2 申込資格

- (1) 個人又は法人を問わず、どなたでも申込みができますが、次のいずれかに該当する方は、申込みをすることができません。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号の規定に該当する者（以下「暴力団等」という）。
 - ウ 福山市に市税等を滞納している者
- (2) 申込資格の確認のため、次に掲げる情報について広島県警察等関係機関に照会を行います。
- ア 個人の場合…名前，住所，性別及び生年月日
 - イ 法人の場合…名称及び所在地並びに代表者・役員等の名前，住所，性別及び生年月日

3 問合せ及び申込受付場所

- (1) 受付開始

2026 年（令和 8 年）3 月 3 日（火）から

ただし、不落物件について、予定価格（最低売却価格）その他の条件を変更して新たに一般競争入札に付す場合や、福山市において公用又は公共用に供する必要が生じた場合等には、予告なく申込受付を中止することがあります。

また、先着順により売払いを行うため、申込みをされた時点で、既に売却済み（受付終了）となっている場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、福山市の休日を定める条例第 1 条に定める市の休日を除く。）

- (3) 申込窓口

物件番号 1	〒720-8501 福山市東桜町 3 番 5 号 福山市企画財政局財政部 資産活用課 福山市役所本庁舎 5 階 TEL084-928-1137
--------	--------------------------------------------------------------------------------------

※ 当該売払いに係る資料、市有財産売払申込書及び物件説明書等は、福山市ホームページからダウンロードできます。

⇒ 福山市ホームページ <http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>

トップページ→「担当部署でさがす」→「(企画財政局) 資産活用課」→「市有財産売払情報」

- (4) 申込方法等

ア 「市有財産売払申込書」及び「見積書」に必要事項を記入し、申込者が個人の場合は本人の実印を、法人の場合は法人印（いずれも印鑑登録されたもの。以下「実印」という。）を押印の上、次に掲げる書類を添付して、上記 (3) の申込窓口へ直接持参してください。また、共同で申込みをする場合は、「市有財産売払申込書」に代表者の共有持分を記入の上、併せて、別紙「共有予定者一覧」に共有持分その他の必要事項を記入し、共有予定者の実印を押印の上、次に掲げる書類を添付してください。

- イ 添付書類

(7) 個人の場合

- a 誓約書
- b 印鑑登録証明書
- c 住民票又は外国人登録証明書
- d 市税等の完納証明書又は申立書

(4) 法人の場合

- a 誓約書
- b 印鑑登録証明書
- c 商業・法人登記簿（全部事項証明書）
- d 役員等一覧
- e 市税等の完納証明書又は申立書

※ 社会福祉法人については、上記の書類のほか、当該法人の全ての役員（理事及び監事）等を確認できる書面（理事者名簿等〔コピーでも可〕）を添付してください。

※ 上記の各種証明書、住民票及び登記簿は発行後3か月以内のものに限ります。また、同一人が複数物件について申込みをされる場合は、いずれか一の申込書に原本を1部のみ添付してください。

※ 上記に定める添付書類のほか、申込資格を確認するために必要な書類がある場合は、その添付を求める場合があります。

（注意） 郵送、電話、ファックス又は電子メール等による申込みはできません。

4 契約手続等

(1) 契約手続

ア 申込資格を有し、かつ、「見積書」に、本市が定めた予定価格（最低売却価格）以上の金額を記入した者を、契約の相手方とし、その金額を契約金額とします。

イ 契約金額の決定後、福山市が指定する日時に契約を締結し、同時に契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額。以下同じ。）を納付してください。

ウ 同日中に複数の申込みがあった場合は、全て同着とみなします。同着の場合は、「見積書」に記載された金額が、予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高の価格の者と契約を締結します。

(2) 売買代金完納期限

売買契約締結の日から30日以内に売買代金を全額納付してください。

※ 契約時に納めていただく契約保証金は、売買代金に充当しません（契約保証金に利息は付しません）。

※ 売買契約締結後、完納期限までに売買代金が全額納付されないときは、当該売買契約を解除します。この場合には、契約保証金は福山市に帰属することとなります。

5 その他

(1) 売払物件の所有権は、売買代金を完納したときに移転し、その移転登記は、福山市が行います。

(2) 売払物件の引渡しは、売買代金完納後に福山市が指定する日時に行います。

なお、現状有姿での引渡しとなりますので、売払物件内にある動産類やごみ等の処分は、全て物件購入者の責任において行うこととなります。

- (3) 契約を締結した時点で、売払物件に係る危険負担は落札者に移転します。したがって、その後に発生した財産のき損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、落札者が負うこととなります。
- (4) 福山市は、売払物件について契約不適合責任を負いません。よって、落札者は、契約締結後に、売払物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（地下埋設物や土壌汚染等の隠れたものを含む。）を発見しても、そのことを理由として、履行の追完、売買代金の減額、損害賠償又は契約の解除について請求をすることができません。
- (5) 売払物件について、引渡し後の土地の利用又は建築等の条件について支障が発生した場合において、福山市はその責任を負いません。
- (6) 契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に伴う登録免許税などの費用は、全て物件購入者の負担となります。
- (7) 売払物件の取得に伴い、不動産取得税（県税）が課税されますので、ご留意ください。
- (8) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する用途に供することを禁じます。
- (9) 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員が、その活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供することを禁じます。
- (10) 上記(8)及び(9)の利用制限は、売払物件を第三者に貸す場合についても、また同様とします。
- (11) 売払物件の地下に工作物等の残留物が存在する場合は、全て物件購入者に帰属します。
- (12) 売払物件の利活用等に当たっては、法規制等を必ず遵守し、隣接土地所有者及び地域住民等との調整又は協議等の必要が生じたときは、全て物件購入者の費用と責任において誠実に対応してください。
- (13) 売払物件内にある建物及び工作物等の解体・撤去を行う場合は、振動等による近隣の建物等への影響を考慮し、事前にその内容・範囲等を関係者に通知・説明するなど、落札者の費用と責任において十分な対策を講じてください。
- (14) 売払物件の詳細については、物件説明書を参照してください。

なお、物件説明書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料です。参考事項として、工作物や道路構造物等の越境等についても極力記載しておりますが、現況と相違している場合は、全て現況が優先します。必ず申込者ご自身において、不落物件の現況及び宅地造成等開発行為や建物建築等利用上の法規制等について調査・確認を行っていただき、十分納得された上で申込みをしてください。

- (15) 契約を締結したときは、その旨を福山市ホームページで公表します。

⇒ 福山市ホームページ <http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>

トップページ→「担当部署でさがす」→「(企画財政局) 資産活用課」→「市有財産売払情報」